

エネルギー関連設備の導入に必要な資金を借りたい

エネルギー対策特別融資制度

省エネ対策、再エネ設備等の導入に取り組もうとする中小企業者を対象に、必要な資金を融資します。

対象者

県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者

内容

(1) 融資対象設備等（県内の事業所に設置する場合に限る）

- 省エネルギー設備（エネルギー効率の高い先端製造設備を含む）
- 再生可能エネルギー設備（売電目的の発電設備を含む）
- コージェネレーション、エネルギーマネジメントシステム、蓄電池
- 建築物の省エネ改修（建築物全体で10%以上の省エネ効果を有するものに限る）
- その他上記設備等と同等以上の効果を有すると知事が認めるもの

(2) 融資限度額 再生可能エネルギー設備：2億円以内

その他の設備等：1億円以内

(3) 融資期間 再生可能エネルギー設備：15年以内（据置期間2年以内）

その他の設備等：10年以内（据置期間2年以内）

(4) 融資利率 年1.1%（融資期間が10年超～15年以内の場合は1.3%）

(5) 保証料率 0.13%～1.56%

(6) 担保 必要に応じ徴求

(7) 保証人 原則として、法人は代表者のみ、個人は不要

活用方法

融資制度を希望される方は、下記に記載している取扱金融機関にお申込みください。

福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、福岡中央銀行、佐賀銀行、北九州銀行、十八親和銀行、熊本銀行、佐賀共栄銀行、西京銀行、豊和銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、福岡信用金庫、福岡ひびき信用金庫、大牟田柳川信用金庫、筑後信用金庫、飯塚信用金庫、田川信用金庫、大川信用金庫、遠賀信用金庫、福岡県信用組合、横浜幸銀信用組合、商工組合中央金庫

お問い合わせ先

福岡県企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室

TEL：092-643-3148 FAX：092-643-3160 e-mail：energy@pref.fukuoka.lg.jp

URL：https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/youushi01.html

